



福祉施設版

NEWS LETTER

2016 年 5 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

診療報酬改定、福祉施設にも影響

情 経
報 営

平成 28 年度診療報酬改定が通知されました。前回の 26 年度改定で大きく変化し福祉施設への影響も大きかった「在宅医療」は今回も大幅に変更され、医療機関の実績、診療内容、患者の状態に応じた評価に見直されています。

重症度と居住場所に応じた評価

- ① 特定施設入居時等医学総合管理料の変更。

旧	特定施設入居時等医学総合管理料（特医総管） 【対象】養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、特定施設
	施設入居時等医学総合管理料（施設総管） 【対象】養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、 <u>有料老人ホーム</u> 、 <u>サービス付き高齢者向け住宅</u> 、 <u>認知症グループホーム</u>

- ② 末期悪性腫瘍患者や後天性免疫不全症候群患者、指定難病の患者等、重症度の高い患者に対する評価が充実。
③ 月 1 回の訪問診療による管理料が創設。
④ 同一日に診療した人数に関わらず、当該建物における医学管理実施人数（単一建物診療患者人数）で評価。

在総管：機能強化型在支診（病床なし）				
旧	同一建物居住者 1,100 点 同以外 4,600 点			
改定後		单一建物診療患者人数		
		1 人	2~9 人	10 人~
	重症患者	5,000 点	4,140 点	2,640 点
	月 2 以上	4,200 点	2,300 点	1,200 点
	月 1 訪問	2,520 点	1,380 点	720 点

在総管：在支診				
旧	同一建物居住者 1,000 点 同以外 4,200 点			
改定後		单一建物診療患者人数		
		1 人	2~9 人	10 人~
	重症患者	4,600 点	3,780 点	2,400 点
	月 2 以上	3,800 点	2,100 点	1,100 点
	月 1 訪問	2,280 点	1,260 点	660 点

施設（旧：特医）総管：機能強化型在支診（病床なし）				
旧	同一建物居住者 800 点 同以外 3,300 点			
改定後		单一建物診療患者人数		
		1 人	2~9 人	10 人~
	重症患者	3,600 点	2,970 点	2,640 点
	月 2 以上	3,000 点	1,650 点	1,200 点
	月 1 訪問	1,800 点	990 点	720 点

施設（旧：特医）総管：在支診				
旧	同一建物居住者 720 点 同以外 3,000 点			
改定後		单一建物診療患者人数		
		1 人	2~9 人	10 人~
	重症患者	3,300 点	2,700 点	2,400 点
	月 2 以上	2,700 点	1,500 点	1,100 点
	月 1 訪問	1,620 点	900 点	660 点

ネットで調べる介護事業所情報とは

日本政策金融公庫総合研究所が平成 28 年 2 月に発表した調査結果^{*}によると、介護者の 4 割が、利用している介護事業所について、インターネットで情報収集をしています。どんなことを調べているのでしょうか。

知りたい情報はさまざま

上記調査結果から、訪問介護と通所介護の別に介護者がインターネットで知りたかった情報をまとめると、右下表のとおりです。

【訪問介護】

男性は「サービスを利用する時間帯」、「事業所の場所」、「事業所の介護方針」の割合が高く、40%を超えました。

女性は「利用者や家族からの評判」の割合が 50.0% と最も高く、次いで「事業所の介護方針」と「訪問介護以外に提供している介護サービスの種類」の割合が高くなりました。

【通所介護】

男性は「事業所の場所」の割合が 60% を超えました。次いで、「サービスを利用する時間帯」、「事業所の介護方針」などの割合が高くなりました。

女性は「事業所の場所」の割合が 70% を超えました。次いで、「事業所内の介護の風景や様子」、「サービスを利用する時間帯」のほか、サービスなどの内容に関することが 50% を超えています。

この調査結果は訪問介護と通所介護に関するものですが、介護者が求める情報という点では、ほかの介護サービスにおいても参考になるデータだと思われます。自施設のホームページを新たに作成・見直しをする際には、ここで紹介した情報を充実させていくことが、介護者からの信用を高める方法のひとつとなることでしょう。

【訪問介護】インターネットで知りたかった情報（%、複数回答、回答数322）

	男性	女性
ヘルパーの顔写真や介護を担当する方の人柄	29.3	40.9
ヘルパーが保有する資格や介護技術	36.6	43.2
事業所の場所	45.1	40.9
サービスを利用できる時間帯	48.8	38.6
事業所の介護方針	40.2	47.7
利用者や家族からの評判	30.5	50.0
訪問介護以外に提供している介護サービスの種類	32.9	47.7

【通所介護】インターネットで知りたかった情報（%、複数回答、回答数487）

	男性	女性
介護職員の顔写真や介護を担当する方の人柄	25.5	31.9
介護職員が保有する資格や介護技術	33.3	37.5
事業所の場所	60.8	70.8
サービスを利用できる時間帯	50.0	52.8
事業所の介護方針	49.0	45.8
利用者や家族からの評判	43.1	45.8
通所介護以外に提供しているサービスの内容	38.2	50.0
事業所で提供する娯楽・レクリエーションの内容	37.3	50.0
事業所で提供される機能回復訓練の内容	33.3	44.4
事業所で提供される食事の内容	30.4	40.3
事業所内の介護の風景や様子	35.3	59.7

日本政策金融公庫総合研究所「介護者からみた介護サービスの利用状況～「訪問介護・通所介護に関するアンケート」から～」より作成

*日本政策金融公庫総合研究所「介護者からみた介護サービスの利用状況～「訪問介護・通所介護に関するアンケート」から～」

65 歳以上の高齢者の介護に携わっている全国の 20 歳以上の男女 1,059 人を対象にした調査で、平成 27 年 12 月に行われ 28 年 2 月に発表されました。詳細は、次の URL のページからご確認ください。https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme_findings160209.pdf

福祉施設でみられる 人事労務Q & A

『職場での宗教勧誘行為をやめさせたい』



最近、職場内で宗教の勧説を行っている職員がおり、他の職員から迷惑であると苦情が出ています。その勧説は勤務時間中ではなく、休憩時間中に行われているのですが、これをやめさせることは問題ないでしょうか？



まずは、その勧説によって迷惑を受けている職員がいることを伝え、やめるよう求める必要があります。それでも改善が見られない場合には、程度によっては制裁処分を検討しなければならないこともあるでしょう。

詳細解説：

職場内での宗教関係のトラブルについては、まるでタブーのように扱って、何も対策を講じない福祉施設が少なくありません。その結果、宗教の勧説を受けた職員がストレスを抱えて退職してしまったり、職場内の風土が悪化することもあることから、放置することはできません。



確かに、日本国憲法では第 20 条において「信教の自由」が認められていますが、職場内で他の職員に対して自身の信条を押し付けることは、異なった宗教観を持っていたり、宗教に関して無関心である他の職員にとっては不愉快に感じるものです。従って、まずはそういう行為をやめるように注意をする必要があります。もっとも、その注意の仕方によっては、宗教そのものを否定するような言い方となり、ハラスメント問題に発展してしまうこともあるため、相手の立場や気持ちを理解してもらえるような言い方を心掛けたいところです。

なお、休憩時間における宗教の勧説については、そもそも休憩時間は自由利用が原則であることから制限が難しいと考えてしまいがちですが、通達において「休憩時間の利用について事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的を害わない限り差し支えないこと（昭和 22 年 9 月 13 日発基 17 号）」と示されています。福祉施設としてはこうした通達を根拠に制限を加えていくことを考えていくとよいでしょう。

以上のように本人に対して注意等を行うことによって、多くの場合は改善が期待できるでしょうが、それでもなお改善がされない場合には、職場規律の乱れを理由に制裁処分の検討を行うことも必要になります。ただし、労働裁判例を紐解くと、些細な問題を大袈裟に捉えて職場規律の乱れを前面に出すと、その制裁処分が無効になることもあるため（明治乳業事件・最高裁・昭和 58 年 11 月 1 日判決）、職場規律の乱れの程度や本人の改善状況を正しく見極めたいところです。

事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『プライバシー配慮』



ワンポイントアドバイス

プライバシー配慮

な認各あ仕スなだ構守プ
り識々る事タクけ造るラ
ましがここのッ、に上こは、
せなしとーフ私頼のとは、
ん。けつを部のたる工バシ一を
れかでちの夫
ばかりとでは



と必トあり尿今小
つ要イリ検日紋
て量レま査はさん
：をですが、



アイさんは施設利用者である小紋さんに、持病の経過を確認するための尿検査について説明をしていましたが、聞き返されて聞こえていないと思ったのでしょうか。隣の人にも聞こえる大きな声で説明をし始めました。

利用者様のプライバシーへの関心はますます高まっています。今回の事例について、【プライバシー配慮】を観点に考えてみましょう。

複数の利用者様が一同に会する場面が多い施設などでは、特にプライバシー配慮が求められます。自分の価値判断ではなく、相手の立場に立って物事を考え、受け止める感受性が求められます。日頃から、人の考え方や感じ方を鋭敏に捉えようとする意識を働かせておきましょう。

例えば、

- ・具合が悪くなった利用様に症状を尋ねて、復唱する場合
 - ・具体的な検査や薬の名称を伝えたり、復唱する場合
 - ・汚物の所在を確認する場合
- など、

大きな声を出すと周りの利用者様に聞こえます。そこで、声のボリュームやトーンを落とす配慮が必要です。

この時、口の動きや母音の発声がしっかりと丁寧にできると、内容をほぼ正確に伝えることができるでしょう。しかし口の動きが小さい方、母音の発声が弱い方の内容は聞きづらくなります。常日頃の会話の中で何度も聞き返される機会の多い方は、自分の発声方法を振り返ることで改善できる場合もあります。

特に『ア』の発声は、口を縦に大きく開くことがポイントです。自分の指が縦に3本入るくらいです。試してみて下さい。

私達の力で利用者様のプライバシーを守り、安心した状態で施設を利用していただきましょう。